

令和5年度 第1回 村上市地域公共交通活性化協議会 会議録

1. 開催日時：令和5年6月22日（木） 午前10時00分から午前11時47分

2. 開催場所：マナボーテ村上 2階 大・中会議室

3. 出席者：（※敬称略）

【出席委員】 吉田委員、古田委員、大滝（徳）委員（㈱瀬波タクシー常務取締役 高橋ムツ子 代理出席）、岡田委員、澤山委員（羽越河川国道事務所 副所長 林正樹 代理出席）、宮嶋委員、須貝委員、志田委員、佐藤（和）委員、会田委員、佐藤（巧）委員、島田委員、齋藤委員、田宮委員、石田委員、増子委員、山田委員、佐野委員、伴田委員、加藤委員、大滝（き）委員、小川委員

【欠席委員】 大滝（友）委員、小池委員、玉巻委員、渡辺委員、奥村委員、土谷委員

【委員以外】 ㈱はまなす観光タクシー、藤観光タクシー㈱、岩船タクシー株式会社、新潟交通観光バス㈱村上営業所 温海温泉観光自動車㈱

【事務局】 須賀、大滝、山田、須貝、天井、石栗（村上市）

4. 傍聴者：2人

5. 会議次第

1 開会

2 挨拶（会長）

3 報告事項

報告1 のりあいタクシーアンケート結果について

報告2 山北地域公共交通再編について

報告3 令和5年度村上市路線バス再編調査検討業務について

4 議事

議題1 令和4年度事業報告及び決算について

議題2 令和4年度村上市地域公共交通計画の実施状況の検証及び評価（案）について

議題3 令和6年度村上市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

議題4 山北地域における営業区域外旅客運送について

議題5 令和5年度事業計画変更（案）について

議題6 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）について

5 その他

6 閉会（副会長）

## 6. 会議資料

No	資料名	備考
1	次第	事前配布
2	出席者名簿、座席表	当日配布
3	村上市地域公共交通活性化協議会について	当日配布
4	報告1 のりあいタクシーアンケート結果について	当日配布
5	報告2 山北地域公共交通再編について	当日配布
6	報告3 令和5年度 村上市路線バス再編調査検討業務について	当日配布
7	議題1 令和4年度村上市地域公共交通活性化協議会事業報告	事前配布
8	議題2 令和4年度 村上市地域公共交通計画の実施状況の検証及び評価（案）について	当日配布
9	議題3 令和6年度 村上市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について	事前配布
10	議題4 村上市でのタクシー区域外営業について	事前配布
11	議題5 令和5年度 事業計画変更（案）について	事前配布
12	議題6 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）	当日配布
13	計画概要版	当日配布
14	チラシ	当日配布

## 議事次第

### 1 開 会

○大 滝 事 務 局 長：それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回村上市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。

開会に当たり、本協議会の会長であります高橋邦芳村上市長がご挨拶を申し上げます。

### 2 挨 拶 (会長)

○高 橋 会 長：皆さん、改めましておはようございます。本協議会会長を仰せつかっております村上市長の高橋です。令和5年度第1回の協議会開催、関係機関の皆様方は極めて忙しい中ご参集いただきまして、心より感謝申し上げます。

長引くコロナ禍もこの5月連休明けで感染症対策の類が5類に引下げをされまして、国内はもちろん、村上市内においても人の行き来、交流、また関係人口の行き来が大きく動いていると感じております。

そうした中で、日々市民の皆さんの足を確保するという側面から公共交通、この協議会の中でいろいろな仕組みづくりを検討していただいております。それが非常に大きな成果を生み出しているところ、またまだまだ力の入れ方が足りないところ、いろいろありますが、そのところに知恵を出していただいていることに改めて感謝を申し上げます。

本日議題でもご提案申し上げる予定にしておりますが、規制緩和によりまして、県境を越えてタクシー事業者の区域外営業を実現していただける方向で調整しております。山北地域は、ご承知のとおり、タクシー事業者が今ないわけでありまして、山形県側から乗り入れていただくということで、今日、温海温泉観光自動車株式会社の高橋様にご出席をいただいております。こうしたいろいろな仕組みが変化する中で、市民のニーズにしっかり応えていくということが非常に重要であります。市におきましても地域DXを進めるという観点から、市民の皆さんの利便性向上に向けた公共交通の取組も進めさせていただいているところでありますので、国、県はもちろんですが、関係機関の皆様方、さらには利用されるニーズをお持ちの利用者の皆様方の総意でこの村上市、持続可能な公共交通の在り方についてさらに深掘りをさせていただければありがたいと思っている次第であります。

昨年8月の豪雨災害から村上市も復旧、復興を最優先で取組を進めていますが、12月の豪雪のときもそうでしたが、道路ネットワークがダメージを受け、道路が寸断されることによって完全に市民の皆さんの生活が閉ざされます。インフラである道路ネットワークの維持、これの強靱化、その上、道路ネットワークを利用する公共交通網も非常に重要だと改めて認識しておりますので、皆様方からまた格段のお力添え、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○大 滝 事 務 局 長：続きまして、次第の3、報告事項に入る前に、本協議会の成立についてご報告いたします。本日の会議でありますけれども、配付の出席者名簿、17番の大滝委員、19番、小池委員、20番、玉巻委員、22番、渡辺委員、23番、奥村委員、27番、土谷委員から欠席の旨連絡をいただいております。委員総数29人のうち23人の委員の出席をいただいておりますので、本日の会議は協議会規

約第11条第2項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります。本協議会規約の規定によりまして、会長が議長となることになっておりますので、会長から以降の議事の進行をお願いいたします。

### 3 報告事項

#### 報告1 のりあいタクシーアンケート結果について

○高橋会長：それでは、議事を進めさせていただきますので、皆様方からご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、報告の1、のりあいタクシーアンケート結果について、事務局から報告をお願いします。

○事務局：それでは、報告1、のりあいタクシーアンケート結果について報告させていただきます。

資料、カラー刷りの令和5年度ののりあいタクシーアンケート結果についてを御覧ください。1枚めくっていただきまして、アンケートの概要でございます。このアンケートは、のりあいタクシーの利用状況及び改善要望等ニーズを把握し、今後実施する予定ののりあいタクシー事業見直しの基礎データとして活用するため行ったものでございます。

調査期間は、令和5年4月1日から4月30日、1か月間実施いたしました。調査方法は、過去3年ののりあいタクシー利用者1,753人から抽出した849人に対して、返信用封筒を同封し郵送で調査しております。そのほか公式ラインを通じて、全市民を対象に利用の有無を問わず調査しております。

回答数は750です。うち郵送の回答は510、郵送の回答率50%が平均とされる場所、回答率は60ということで高めの回答率だったと感じております。公式ラインについては、240件の回答がありました。

これらのデータを活用し、追加する乗降場所、増便する時間帯、そして利用料金等、見直しに取り組んでいきたいと考えております。

2枚目は、実施しましたアンケート内容です。

1枚めくっていただいて、アンケート結果でございます。属性の分析でございますが、年齢層は60歳以上で全体の75%を占めており、こちらがのりあいタクシーの中心の利用者層と考えてございます。そして、家族構成ですが、一人暮らし、夫婦のみの世帯が47%ございます。また、村上市の第2期人口ビジョンでは30%以上高齢者のみの世帯がどんどん増えているということでございますので、内訳は大体高齢者のみの世帯かと考えているところでございます。

アンケート結果、4から5でございます。職業層は、こうした回答者層から見ても無職の方が多くなっています。

次に、問い5、免許の保有状況でございます。免許を持っていると回答している方は69%いらっしゃいました。こちら地域別の保有状況を見ますと、山北については持っている方が多い一方で、荒川については免許を持っている方の割合が低い。これは、後ほど資料でも説明ありますが、高齢化率の最も高い山北地域においてはまだまだ免許を手放せない状況である一方、荒川は高齢化率は低いという状況ですが、免許を手放せる状況が整いつつあるというような分析を行っており、市内全市においても免許を返納してもいいと思

えるような環境を公共交通でつくっていきたいと考えているところがございます。

1枚めくっていただいて、スマートフォンの保有状況です。こちらは、DXの推進に当たって、のりあいタクシーの予約方法についてもスマートフォンを活用できないかという視点から調査したものでございます。69歳以下の方の普及90%以上ございまして、結構普及しているという感触を持っております。

なお、1つ訂正ですが、80歳以上、80代以上というものがございまして、80歳以上の棒グラフを参照していただければと思います。失礼いたしました。

続いて、問い7、主な移動手段でございます。こちらについては、自分で運転するという自動車での移動が多いですが、公共交通の割合で見ますと、のりあいタクシー、そしてタクシー、バスの利用者合わせて3割に満たない、24%ということでございます。一方、地域別に見てみますと、荒川地区のほうがバス、タクシー、のりあいタクシーといった公共交通の利用状況の割合が高くなっておりまして、皆さんの地域の足として浸透しているというようなことが見てとれると思います。こちらのほうは、免許返納の割合と反比例している関係にもあるかと思っております。

続きまして、アンケート結果の8から9、のりあいタクシーについてということで、以降の質問はのりあいタクシーの利用状況に焦点を当てて質問をさせていただきます。まず、のりあいタクシーの認知度でございますが、こちらは8割以上の方が知っているということでございます。ただ、年代別に見てみますと、20歳から29歳の方の認知度が低いということもありまして、こちらのほうは今後アピールが必要になってくると考えているところがございます。

続きまして、問い9の1、のりあいタクシーの利用状況、こちらでございますが、多くの方が知っているにもかかわらず、今は利用していない、あるいは使ったことがないという方の割合が多くなってございます。こちらについて分析を進めていく必要がありますが、1枚めくっていただいて、のりあいタクシーを利用しなくなった方の理由をお聞きし、上位3つ答えていただきましたが、まず最も多いのが利用したい時間がなかった。2番目が行きたい場所がないということです。それから、予約が面倒だというのが3番目の理由として上がっております。なお、料金が安いというのはそれほどでもないという感触を受けております。今申し上げたものは、のりあいタクシーの利便性に関する視点で申し上げたところで、それ以外の理由としましては、通院する必要がなくなったという方もいらっしゃると思っております。のりあいタクシーを利用しなくても移動できるというような環境が整った方であるかと考えております。

それでは、どのようなサービスがあればまた利用していただけるのだろうかということで、こちらは選択肢1択で回答していただいております。こちらについては、運行時間帯を増やしてほしいというものが一番多くございました。続いて乗降場所を増やしてほしい、そして3番目に料金を安くしてほしいというような回答内容となっております。

続いて、アンケート結果10から11でございます。それでは、追加してほしい

場所は大体どこなのかということで、上位3つお答えいただいております。多かった意見は、医療機関、それから商業施設、そしてホームセンターというものがございました。こちらについては、運行区域外のところを希望されている方もいらっしゃいますし、また重複して既に乗降場所とされているところを書いている方もいらっしゃいます。そうしたことを踏まえて、まだ乗降場所になっていないところは検討してまいりたいと考えております。

問11、運行してほしい時間帯というものでございますが、こちらも上位3つお答えいただいております。全体的に見まして、行き便は午前9時ぐらいを希望している方、9時前を希望している方が多いという印象で、帰り便については昼前を希望している方が多いという印象を持っております。こちらを参考にしていきたいと考えております。

そして、1枚めくっていただいて、問12、のりあいタクシーの料金についてお伺いいたしました。こちら見ていただきまして、高いという回答をいただいている方がそんなにないという印象を受けております。では、どれぐらいから高いという印象があるのかということでございますが、問12ののりあいタクシー料金についてどう思うか、地域別と書いてありますが、これは料金帯別でございます。修正をお願いいたします。こちらを見ますと、700円の料金からちょっと高いという感想が出てきております。一方で、安いという感想も700円台から出てきておりますので、この辺から検討を要するのかという印象を持ちますし、問12のふだんの料金はお幾らですかという問いに対しては、やはり700円というところが多く、例えば山辺里地区は、最大で900円の料金がありますが、長距離の利用が少ないという点では利用しづらいのかという印象を受けましたので、大体700円以下で検討してはどうかという印象を持っております。

これらのことをさらに詳しく分析していきまして、追加する乗降場所、それから増便する時間帯、料金の見直しを進め、より一層ののりあいタクシーの利便性の向上を図ってまいりたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○高橋会長：ご苦労さまでした。ただいま実施いたしましたアンケート調査についての報告を行いました。皆様方からご発言ありますでしょうか。

○加藤委員：この朝日地区から村上地区ののりあいタクシーまではそれぞれ地区に入っていると思いますが、山北地区の場合はのりあいタクシーが入り込んでいない現状です。ここにサンプル数があるということは、高速のりあいタクシーに朝日もしくは村上まで来て利用しているという方なのでしょうか。

○事務局：そちらについては、おっしゃるとおり、高速のりあいタクシーを使っている方が含まれています。そのほかののりあいタクシーをほかの地区で利用されている方がいるかどうかというのは、これから分析したいと思っております。

○加藤委員：実際山北の人でも朝日ののりあいタクシーを使うために朝日まで移動してからという方もいらっしゃいますか。

○事務局：山北の方に限らず、例えば坂町駅まで来て、そこからのりあいタクシーを利用するという方もいらっしゃいますので、そうした可能性はございます。

○加藤委員：鉄道を利用して、乗り換えてのりあいタクシーを利用するということですか。

- 事務局：そうです。あるいは、バスを乗り換えてとか、そういった使い方がございます。
- 高橋会長：ほかにございませんでしょうか。
- 佐野副会長：のりあいタクシーも高速もいろいろあるとは思いますが、のりあいタクシーを1人で乗っていらっしゃる方が多いのだとすると、当然効率が悪いということで、例えば1人乗りだと高くして、2人以上は安くすれば乗り合いが進むと思うので、その辺も考慮して、乗り合いが進んで効率的に運行できるような仕組みを運賃から入れるというのも手だと思いますので、検討いただければと思います。
- 事務局：ありがとうございます。乗合率の向上については、私たちもどうやって上げていけばいいかということは課題の一つでございますので、今ご教示いただいた内容も参考にしながら料金の設定を行っていきたいと思います。ありがとうございます。
- 高橋会長：先生おっしゃるように、今そういう仕組みがたくさんあります。全然知らない人も一緒に乗るといような仕組みがもう既にあるので、それも可能性としてまた検討させていただきたいと思っております。
- 佐野副会長：もう少し言えば、希望の時間帯選んでいただいて、例えばその前後であるとしたら、そっちに移動してもらえば安くなるとか、そういうのも併せて情報として出せるようにするとより一層進むと思います。
- 高橋会長：検討させてもらいたいと思います。あとは、そのニーズに対応していく運行事業者さんのそれこそハードも含めて、マンパワーも含めて、そういった体制も整合をしっかりと取らないとなかなか難しい部分はあると思いますので、その辺をしっかりとまた事務局サイドで関係者と検証させていただきたいと思います。ありがとうございます。
- 佐野副会長：もう少しローテクにやるとすれば、割と利用者が多い時間帯というのがある程度分かると思うので、そこは最初から少し安くして集まるような工夫をするとか、技術に応じてやれることはいろいろとあります。
- 高橋会長：ありがとうございました。  
ほかにございませんでしょうか。

#### 報告2 山北地域公共交通再編について

- 高橋会長：続いて報告事項の2について事務局から説明をお願いします。
- 事務局：続いて、報告2、山北地域公共交通再編についてを御覧ください。カラー刷りの資料になっています。まず、山北地域の概要をご説明いたしますと、山北地域は村上市の北部に位置し、約90%以上を森林が占めておりまして、集落は川沿い、それから海沿いに点在しているというところです。府屋駅を中心に行政、経済が集約されているということで、府屋―勝木間が町なかと認識しております。山北町は平成20年に合併し、村上市となりました。  
表を御覧ください。令和4年4月1日現在の表でございますが、山北地域においては最も高齢化率が高く、50%を超えていて進行しているという地域でございます。  
1枚めくっていただいて、村上市の計画と山北地域交通運営協議会というところでございます。村上市第3次総合計画の交通分野においては、目指す将来像を誰もが快適で自由に移動できるまちづくりに設定しております。そし

て、村上市地域公共交通計画において、いつまでも自分で自由に移動できるまち、こちらを将来像としており、その実現のために山北地域においては公共交通の確保を進めるといこととしてしております。そうした目標に向かいまして、令和5年5月、山北地域交通運営協議会を設立いたしております。運営協議会の目的としましては、山北地域内のあらゆる交通手段と人材を活用して持続可能な公共交通網を構築するとともに、移動の活性化に関する事業を行い、住民生活の向上を図ることを目的として活動しているところでございます。

続いて、3、山北地域公共交通再編計画でございます。再編計画のコンセプトとしましては、まずは山北地域の特性や課題といたしまして、①、路線バスが維持されているが、利用が少ない。②、路線バスの利用は勝木一府屋間の利用が多く、郊外部からまちなかの移動は少ない。③として、無料の病院送迎バスと湯ったり塾の送迎バスが重複して運行されている。④、郊外部の集落では助け合いの心があり、互助送迎が行われているというような背景がございます。また、それに加えて免許の返納者が増えてくることも当然予想されているわけでございます。

そうしたことを踏まえて、再編計画の方向性といたしましては、重複区間を整理して効率化を図る。そして、社会構造の変化に合わせて予約応答型、デマンド型の交通を導入していく。また、買物ニーズに応える路線を構築する。そして最後に、互助運送を制度化する。ボランティアタクシーの導入をして、支える側の負担の軽減も図っていききたい。そうしたことを地域につくっていききたいと考えており、山北地域においても免許返納してもいいと思える環境をつくっていききたいということで検討を行っているところでございます。

4番目、再編前後の山北地内公共交通（案）、こちらについては令和5年10月時点での形を示させていただいております。まず、路線バスについては利用の少ない中継線、寒川～府屋中町線を廃止しまして、それに加えて買物ニーズに応えるために鼠ヶ関線を設置し、山形県鶴岡市のマックスバリュまで延伸するというような計画を立てております。また、この再編に併せて勝木一府屋間のまちなか交通を強化するというような内容にしたいと考えております。また、それと併せてボランティアタクシーの導入ということで、おたすけさんぽくさんにボランティアタクシーを運行してもらおうというような計画で今進めております。このほかにも冒頭、前回申し上げましたほかの無料送迎バスの重複だとか、そういったものは環境が整い次第、さらに利便性を向上させていくということで進めていききたいと考えております。

続いて、5番目、令和5年10月からの実証運行ということですが、山北地域のあらゆる交通手段を組み合わせて、地域で使っていける地域の足を山北地域公共交通運営協議会で考えていくということでございます。この運営協議会は、まちづくり協議会、区長会、商工会、社会福祉協議会、小中学校PTA代表の方、これらは移動手段を使う側の代表として参加していただいておりますし、移動手段の提供者でいうと、路線バスの事業者、地域内の病院、NPO法人、そしてまちづくりのコーディネーターとして有識者、こういった方々で構成して山北地域の足、公共交通の仕組みを考えているところでございます。そうした経緯を踏まえまして、令和5年10月から実証運行をスタ



ートすることとしておるのが新潟交通観光バスによる路線バス、こちらの幹線ルート、大毎から府屋、鼠ヶ関、また雷から府屋、鼠ヶ関、そうした幹線ルートとして構築するということと、おたすけさんぽくに山北地域内全域でボランティアタクシーを行っていただくというような想定で令和5年10月からスタートしていきたいと考えてございます。

1枚めくっていただいて、今後のスケジュールでございます。6月28日、来週ですが、第2回山北地域交通運営協議会を開催いたしまして、その中で山北地域の住民の方に説明する内容を確定したいと考えております。それに基づきまして、住民説明会を7月から開始していきます。そして、お盆前に第3回山北地域交通運営協議会を開催し、実証運行計画の確定をさせまして、8月下旬にもう一度村上市地域公共交通活性化協議会の皆様にこの内容をお諮りして承認をいただきたいと思いますと考えております。それに基づいて国交省へ申請しまして、10月から実証運行を開始したいと考えております。

以上、報告を終わります。

- 高橋会長：ご苦労さまでした。山北地域公共交通の再編、このエリアにおける公共交通、これまでもこの協議会で随分と議論をいただいた形で、ここに特化した形で進めさせていただいていますが、皆さんと協議をさせていただいた上で、こういう方向づけで実証実験をスタートさせようというところまでのフェーズに来ました。今その内容を説明申し上げましたが、皆様方からご発言ありませんでしょうか。
- 佐野副会長：すみません。ちょっと理解不足だと思うのですが、5ページ目の再編前後の山北地内というのがありますが、上の路線バスのところはいろいろ変わっていますけど、下の病院バスから湯ったり塾までは変わっていないという理解でよろしいですか。
- 事務局：10月からの実証運行ではこの形ということでございます。変わってございません。
- 佐野副会長：その前のページの4ページ目の③の無料の病院送迎バスとか塾の送迎バスが重複しているという課題は、どういうふうに解決されるのでしょうか。
- 事務局：こちらについては、現在徳洲会病院で無料の外来送迎バスを運行してございます。こちらのほうを今度新たに運営協議会の交通網の中に組み入れるというような構想ではございますけれども、そうしたときに有料になってしまうという部分と大型バスでは入れない部分が発生してしましまして、病院利用者の利便性の点がいまだ解消されていないということでございますので、そちらの解消を今後検討していきながら進めていきたいということでございます。ですので、10月からはまだその環境が整っておりませんので、病院については今後の検討が必要です。
- 佐野副会長：10月から検討するということでしょうかね。分かりました。ありがとうございました。
- 高橋会長：ほかにございませんでしょうか。  
ありがとうございます。それでは、しっかりと実証をスタートさせながら、またフィードバックしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○高 橋 会 長：続きまして、報告事項の3について事務局から説明をお願いします。

○事 務 局：それでは、報告3、令和5年度村上市路線バス再編調査検討業務について私から説明させていただきます。

1番の目的ですが、令和2年度に策定しました村上市地域公共交通計画の施策であるバス路線の維持並びにのりあいタクシーの運行効率化による重複路線の統廃合及び運行時間の見直しを行うとともに、当該計画の、公共交通計画の中間見直しを行い、持続可能な公共交通ネットワークを形成することを目的としております。

2番目の業者の決定ですが、以下の要件を満たすコンサルタント事業者3者で指名競争入札を行いまして、落札者と請負契約を締結いたしました。契約締結日は、令和5年4月13日でございます。要件としては、村上市の入札参加資格者名簿に登録されている、また新潟県に本社、支社または支店がある事業者ということでございます。入札の結果、請負業者は新潟市中央区のエヌシーイー株式会社株式会社になりました。こちらの事業者については、地域公共交通計画の策定業務についても請け負っていただいた実績がございます。

続きまして、3番の業務概要です。1番の委託名称は、村上市路線バス再編調査検討業務でございます。履行場所ですが、村上市内ということで、村上地区、神林地区、朝日地区となっております。山北地域と荒川地域が除かれておりますが、理由といたしましては、先ほど事務局からも説明ありましたとおり、山北については令和4年度から別途再編計画のほうを進めているということでございますし、令和5年10月から実証運行がスタートするというところでございます。荒川地域に関しましては、市内で完結するバス路線ではなく、関川村と接続した路線が運行しているため、今回は対象から除外させていただきました。また、それに関連して関川村と接続している路線についても対象外とさせていただきます。3番目の履行期間ですが、令和5年4月14日から令和6年3月20日まで、請負者は先ほど申し上げましたエヌシーイー株式会社株式会社で、6番の契約金額ですが、559万9,000円となっております。

4番の業務内容ですが、こちらは業務仕様書に記載したものでございまして、既存資料の課題、ニーズの整理、ニーズ調査とか、3番の運行計画の策定支援、また会議資料の作成及び会議の運営支援、運行の準備、地域公共交通計画の中間評価及び見直し案の作成及び報告書作成と打合せ協議、となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。2ページの5番が再編スケジュール、ロードマップとなっております。このような予定で5年度の中で業務を進めていきたいと思っておりますし、このスケジュール案に沿って実施したいと考えておりますし、当協議会でも事業の進捗等を報告させていただくとともに、再編案に対してご意見をお伺いしたいと考えております。また、来年度も上期のほうで住民説明と10月からの運行開始に向けた具体的な計画を当協議会でお諮りし、国土交通省に申請を行いたいと考えておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

説明は以上でございます。

- 高橋会長：ご苦労さまでした。ロードマップの中にある協議会が本協議会ということで次8月、11月、3月と開催されるので、大体の方向性ご報告できるのはどのタイミングを想定していますか。
- 事務局：早ければ11月には大体デザイン案は説明できるかと考えております。
- 高橋会長：ありがとうございます。という状況でございます。路線バスの再編調査検討作業、この形で着手をしていきますが、ただいまの報告について皆様方からご発言ありましたらいただきたいと思っております。
- 佐藤（和）委員：国道7号線のほうはバスの運行中心となっておりますが、国道345号線のほうは1日2往復だけで、空気だけを運んでいるのかということでは全然走っていないわけですね。JRを利用するにも馬下から早川駅のほうまで4キロ、5キロをJRの路線に間に合わせるには高齢者には大変な苦労が要るわけですし、送ってくれる人もその時間にはいないということがかなりあります。また、村上行は朝1便と昼1便の2便しかなく、夕方、村上から寒川に来て帰る回送のバスに乗りたくても乗れない、ということが以前から続いています。これを何とか解消していただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。
- 高橋会長：事務局、国道345号線のバスはこの検証の中に入っているという理解でいいですか。
- 事務局：はい。こちらについても国道345号線の今現在運行している村上寒川線がございまして、そちらのほうも調査の対象になっておりますので、こちらについても検証をさせていただきたいと考えております。
- 佐藤（和）委員：とにかく私も免許更新に検査と講習が必要な年になってしまいましたので、そういう人たちが瀬波の上町から勝木の7号線まで出る間、一つも信号がないおかげで皆さん真っすぐ走っている状態です。そこに公共の交通機関をたくさん走らせていただければ幾らか解消できるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。
- 高橋会長：実態本当にそうだろうと思うので、そこのところは少し深掘りをしながら検証していきましょう。そんなことでよろしく願います。
- 佐野副会長：ありがとうございます。路線バス再編のときに、やはり既存のJRとかも活用していただくみたいな視点を入れていただければと思います。あとは一般論で、エヌシーイー株式会社がどうの言うつもりはないですけど、やっぱり入札で値段だけで決めるよりは、プロポーザルでいい業務内容を提案していただいたほうが少しぐらい高くてもトータルでは村上市のためになると思うので、なかなか手間がかかるとは思いますが、お金だけで決めるよりは提案内容も含めて、お金も含めて決めていただくほうが長期的にはいい案が出てくると思いますので、ご検討いただければと思います。
- 高橋会長：おっしゃるとおりだと思っております。実績もあると思うがその経過、もし今伝えることができる内容があれば事務局からお話してください。
- 事務局：3者で指名競争入札をさせていただきましたが、エヌシーイー株式会社は、先ほど説明させていただきましたが、令和2年度の地域公共交通計画の策定の際に業務を請け負っていただいたところでありまして、またもう一者営業の方とこの件についてご説明いただいたところもあり、この2者で業務を進めさせていただいておりましたが、プロポーザルについては検討していなか

ったところがございまして、今後こういった検討業務等をお願いすることがありましたら、積極的に検討させていただきたいと考えております。

○高橋会長：コンサルさんもこの手の公共交通、全国でいろいろな形でノウハウ蓄積されているので、プロポーザル非常に有効です。今、市でもいろいろな業務でプロポーザル方式も導入していますので、この公共交通の中でもこれからまたその部分については検討していきましょう。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

ほかに報告の3につきまして皆様方からご発言ございませんでしょうか。

それでは、以上、報告を終了させていただいて、議事に移らせていただきます。

#### 4 議事

##### 議題1 令和4年度事業報告及び決算について

○高橋会長：それでは、議題の1、令和4年度事業報告及び決算について、事務局から報告をお願いします。

○事務局：それでは、令和4年度村上市地域公共交通活性化協議会の事業報告をさせていただきます。

まず初めに、路線定期バス事業についてです。村上市まちなか循環バス、村上市せなみ巡回バス、寒川～府屋中町線とも新潟交通観光バス株式会社様に運行事業を委託しており、運行開始、運行状況については記載のとおりとなっております。

利用者については、村上市まちなか循環バス利用者が前年と比較して約1,600人利用増となっておりますが、これは村上総合病院の移転に伴い、鉄道を利用するお客様を取り込んだ結果と、規制が緩和され、コロナ禍でも外出する方が増えた結果と考えております。せなみ巡回バス、寒川～府屋中町線については利用者減となりました。まちなか循環バス・せなみ巡回バス共通乗車券の売上枚数は、1日乗り放題券が68枚、前年比34枚の増、回数乗車券は368冊、前年比25冊の増となっております。

また、令和4年7月、8月から路線定期バス事業、デマンドタクシー事業ともにキャッシュレス決済を導入し、ペイペイで支払い可能となり、村上市まちなか循環バスでは97人、村上市せなみ巡回バスでは18人、寒川～府屋中町線では2人の利用がありました。

続きまして、3ページ目、2、デマンド型乗合タクシー事業及び高速のりあいタクシーについてです。こちらは、いずれの事業も市内タクシー事業者様へ運行事業を委託しております。運行開始、運行状況については記載のとおりです。利用者については、おおむね増加となっております。事業ごとに増減がありますが、減少の要因として、朝日地区通院対応のりあいタクシーは契約金額の変更が考えられます。また、そのほかの事業については、遠方の方の利用者の減及び近距離での利用者の増加により利用者の単価が下がったことと考えられます。

続きまして、4、その他事業については記載のとおりとなっております。

次に、協議会開催状況については、昨年度4回開催しており、第2回、第3回協議会は書面決議で開催いたしました。

続きまして、令和4年度村上市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算でご

ざいます。歳入については、予算額7,109万2,000円のところ、決算額合計5,212万4,054円となりました。内訳としましては、村上市負担金が5,212万3,917円、預金利子が137円となっております。歳出については、予算合計額7,109万2,000円のところ、歳出額合計5,212万4,054円となりました。内訳としましては、委員報酬、費用弁償費、会議録委託料、手数料等、消耗品費等で、会議費が合計38万7,637円、事務費が合計25万3,207円となっております。デマンド型交通等運行事業の5,148万3,210円の内訳としましては、高速のりあいタクシー事業が1,298万4,301円、その他のりあいタクシー事業で1,881万8,357円、その他経費で15万8,476円、その他経費ですが、アンケートの郵送料、封筒などの経費となっております。コミュニティバス事業で1,661万1,374円、予約センター経費で231万1,916円、啓発推進費59万8,786円となっております。歳入決算額、歳出決算額ともに5,212万4,054円となり、歳入歳出差引額はございません。なお、歳入歳出決算については5月24日、会計監査をしていただいております。

以上、歳入歳出決算報告を終わります。

○高橋会長：ご苦労さまでした。それでは、ただいまご説明申し上げた内容につきまして監査をいただいておりますので、監査員を代表いたしまして伴田監査員のほうからご報告をお願いいたします。

○伴田委員：それでは、監査報告を申し上げます。  
本協議会規約第10条の規定により、令和4年度村上市地域公共交通活性化協議会の会計処理簿を5月24日に監査した結果、事業は適正に実施され、会計決算は諸帳簿と証拠書類等を対照、精査し、いずれも適正に処理されていることを認めましたので、ここにご報告いたします。監査員、加藤英人、伴田宏。以上でございます。

○高橋会長：監査員の皆様、大変ご苦労さまでございました。  
それでは、ただいま説明申し上げました議題1につきまして、皆様方からご発言いただきたいと思っております。いかがでございますか。

○佐野副会長：資料の2番目の村上せなみ巡回バスで利用者が減っているけど、収支率は上がっていると。今度はタクシーのほうだと、例えば2番目、3番目、4番目全部そうですけど、人は増えているけど、収支率が逆に下がっていると。この辺の理由を教えていただければと思います。

○事務局：先ほど申しました4番目の朝日地区通院対応のりあいタクシーは、令和3年度の委託経費が1回当たり6,900円のところ、令和4年度は9,200円。朝日地区までだと距離が長いので、運行経費がかかることを考慮し、このような額に変更となりました。そのことにより運行経費が上がり、利用者の方は増えていますが、収支率は下がっております。

○佐野副会長：ほかの村上も神林も同じこと。委託費が上がっているということ。

○事務局：ほかのりあいタクシーについては、令和3年度、令和4年度契約単価の変更はございません。距離によって料金の単価が違いますので、遠くの方の利用が少なくなると、近くの方の利用が多くなったという結果だと思われま。バスについては、運行経費が下がった結果、収支率が少し上がっている状況でございます。

○佐野副会長：運行経費は何で下がるんですか。

○事務 局：運行経費の契約内容については、前年度の路線バスの運行経費、1キロ当たりの単価というのを採用させていただいておりますので、それらが前年度より下がったということになっております。

○佐野 副会長：ガソリン代とか人件費とか上がる一方なので、何で下がったのか知りたいのですが。

○事務 局：こちらは令和4年度なので、令和3年度の実績から導いた単価ということになっております。

○古田 委員：新潟交通観光バスでございます。運行事業者としてちょっと補足説明させていただきます。

村上市の受託路線の契約単価の基になるキロ当たりの経費単価というのが、実施される前年の確定した補助年度の事業別の収支からはじき出したキロ当たり経費単価です。この補助年度というのが会計年度とは違うので、先生ご存じかと思えますけど、10月から9月という形になっておりますので、ご指摘のように今すごく油上がっています。諸経費も上がっています。ただ、その前の年についてはさほど大きい影響がなかったというのがまず1点と、ほかの地域において廃止代替路線というところの地域の中を運行している、その単価に基づいて受託路線をはじく基を出しているという形になります。もともとの村上市で走っている一般路線の廃止代替路線という路線の扱いに私どもは考えておるんですけども、他地域において廃止代替路線は受託化ということで、村上市でいえばまちなか循環バスだったり、せなみ巡回バスだったりのような形へ移行している部分でございますので、全体の事業規模がちょっと少なくなっているというところが正直言ってございます。それが合わさってたまたま昨年度にご提示させてもらったキロ当たり単価が少し下がったという話です。正直申し上げますと、次に出させていただく単価は、先生ご指摘のように経費が上がっておりますので、若干上がることが多分に想定されますというところでございます。

○高橋 会長：大変ありがとうございました。

ほかに皆様方からご発言ありますか。

○齋藤 委員：1点お伺いしたいのですが、差し支えなければ路線定期バスでも、その他の関係でも、当初設定した乗車数の人数の目標というのは多分設定されていると思いますが、もし実績の中で設定されている乗車人数、それと現在の乗車人数の比較があれば、この路線がどうなのかという資料にもなると思うので、そういった資料を出すことはできないのでしょうか。

○事務 局：今お話しいただきました目標の数値、それから基準となる数値については、この後報告させていただきます、細かい路線ごとの人数については今回の資料にはついてございません。多くなりますけれども、口頭で参考までに後ほど報告させていただきたいと思えます。

○齋藤 委員：後ほどで結構です。

○高橋 会長：ほかにございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、議題1について提案のとおりご承認することで決定させていただいてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○高橋 会長：ありがとうございます。それでは、承認をいただきました。

## 議題2 令和4年度村上市地域公共交通計画の実施状況の検証及び評価（案）について

○高橋会長：続きまして、議題の2について事務局から説明をお願いします。

○事務局：議題の2について説明をさせていただきます。

令和4年度村上市地域公共交通計画の実施状況の検証及び評価（案）についてを御覧ください。こちらについては、公共交通計画の達成状況及び評価についてご報告いたすものです。こちらは、1年ごとに事業の実施状況や評価指標値を整理して、計画の進捗確認と効果の検証、評価を行うこととしているものです。

4ページ目を御覧ください。こちらは、公共交通計画の評価指標と目標値の設定を抜粋したものでございます。3点評価指標を設定してございます。こちらの指標を達成していくよう努めているところでございます。評価指標①、公共交通への補助金額、こちらについては目標値、令和7年度ですが、2.4億円以下を目指しております。目標値の考え方については、新たな公共交通の運行やニーズに応じた運行内容の見直しを実施しても、現況値の補助額以下となるような運行を目指していきたいと考えているところです。

評価指標②、公共交通の収支率でございます。こちらは、令和7年度の目標値が路線バスは13%以上、のりあいタクシーは10%以上を目指してございます。目標値の考え方といたしましては、重複運行の改善等の運行効率化を図りながら、ニーズに合わせた運行内容の見直しによる利便性向上や利用促進に取り組み、利用者数を増加させることで収支率の向上を目指しているところでございます。

続いて、評価指標の3、1人当たりの年間利用回数でございます。目標値は、令和7年度で1人3回以上を目指しております。目標値の考え方は、公共交通の利便性向上や利用促進により、市民1人当たりの利用回数の増加を目指しているところでございます。

資料1ページ目に戻っていただいて、こちらのほうは去年の実施状況でございます。今年度、評価指標1、公共交通への補助金額については、経費が増加していることもあり、達成してございません。なお、前年度と同じ水準の2.5億円となっております。分析としましては、物価高騰や人件費の上昇などランニングコストの上昇が影響したものと考えられます。なお、のりあいタクシーについては、令和3年度の運行内容を見直したことにより671万円の減額となっております。今後の取組といたしましては、市内公共交通機関の重複箇所において系統の統廃合や、より地域に合った移動手段を検討するなど、引き続き運行内容の効率化を進めたいと考えております。

続いて、評価指標の2、公共交通の収支率であります。こちらは路線バス、のりあいタクシーと2つございまして、まず路線バスは令和4年度の実績としては8%、前年度10%から減少しております。計画策定時の目標も令和7年度の目標値も達成してございません。のりあいタクシーについては、今年度10%となり、令和7年度の目標値を達成したところでございます。達成状況、分析でございますが、路線バスについては、物価高騰の影響に加え、利用者の減少傾向もあり、目標値を達成できなかったと考えております。のりあいタクシーについては、令和3年度の運行内容見直しにより目標値を達成したところでございます。今後の取組については、評価指標1で示した今後

の取組に加え、乗合率を高め、収支率を改善する取組を検討したいと考えております。

1枚めくっていただいて、評価指標3、1人当たり年間利用回数でございます。こちらも目標値3人を実績としては2.1人となっております、未達成となりました。なお、前年度は2.2人ございました。達成状況、分析でございますが、令和3年度と比較した指標の伸び率は、路線バスがマイナス7%の減、のりあいタクシーはプラス3%の増となっております。路線バスの利用者の減少傾向は、高齢化、人口減少に伴う社会構造の変化、バス停まで歩けない、バスの時刻に合わせるができない方など増えてございますので、そうした傾向が反映されているのではないかと考えておりますし、今後の取組については、利用回数の増加につなげるため、社会構造の変化に合わせた地域交通の検討や利便性の向上を進めていきたいと考えてございます。

なお、利用者数については、口頭で申し上げますけれども、まず委託バス、これについてはまちなか循環バスが1万3,014人、せなみ巡回バス4,674人、寒川府屋中町線が345人となっております。以上でございます。

続いて、2項目め、村上市地域公共交通計画評価等の結果報告についてでございますが、上記の結果を踏まえて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第7条の2の規定により、下記の表に基づいて別紙1の表、見づらいですが、そちらを作成し、国土交通大臣に報告することとしてございます。以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○高橋会長：ご苦労さまでした。それでは、議題の2につきまして、ご説明申し上げました。皆様からご発言ございますか。

○佐野副会長：評価指標の2で路線バスの実績が今8%で13%、のりあいタクシーは今10%で目標も10%ってなっていますけれども、バスの8%はこれからコロナとか回復したら、元が令和元年12%だから、それ以上ということだと思いますが、それを考えれば、のりあいタクシーもこれから効率的にしたり、いろいろやろうとするわけですから、少しでも現状よりは高くてもいいのかという気はします。

○高橋会長：ありがとうございます。今後のこの推計値の見直しの部分についてどういう仕組みで対応していくのか。

○事務局：先ほどもご説明いたしましたとおり、今年度バス路線の見直しを行って行く中で、バス、それからのりあいタクシーも含めて公共交通計画の中間見直しを行います。その中で改めて目標値については検討していきたいと考えております。これは現状維持がいいのか、また上方修正するほうがいいのかはこの中で見直したいと考えております。以上です。

○高橋会長：先ほどの協議会のスケジュールでいくと、目標値の設定変更のタイミングが11月ぐらいという理解でよろしいですか。

○事務局：最も早く目標設定値をお知らせできるのは11月になるかもしれませんが、この目標値は公共交通計画の中で一回設定しますので、毎回毎回変わっていくというのではなくて、目標値に向かって毎年事業を進めていくというものでございます。

○高橋会長：令和7年度目標数値を設定したけれども、それはやっぱり劇的に変化があった場合、その辺の設定を変えていくことができるのですか。



○事務局：見直しは可能です。原本を見直しして情勢をにらんだ修正をしていきたいと考えております。

○高橋会長：佐野先生がおっしゃることごもっともだと思いますので、その辺踏まえて、中間報告のタイミングでその見通し、計画をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにご発言ございませんでしょうか。

なければお諮りさせていただきます。ただいまのご提案申し上げました議題2については、提案のとおり承認をいただくことでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○高橋会長：ありがとうございます。それでは、承認することに決定をいただきました。

議題3 令和6年度村上市地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

○高橋会長：続きまして、議題の3について事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、議題3、令和6年度村上市地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について説明させていただきます。

1番の概要ですが、村上市の地域特性、実情に応じた移動手段を提供し、市民の生活交通の確保、維持、改善を図るために、村上市地域公共交通計画に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会での協議によりこちらの計画を策定するものでございます。

名称ですが、生活交通確保維持改善計画、括弧して地域内フィーダー系統確保維持計画を含むものでございます。

計画期間ですが、令和5年10月から令和6年9月までとなっております。

内容ですが、対象路線といたしまして、まちなか循環バス、大回り循環から小回り循環と小回り循環、村上～馬下～寒川線、村上市せなみ巡回バス、村上～猿沢～北中線となっております。

運行予定者ですが、バス事業者の新潟交通観光バスに運行をお願いするものでございます。

なお、フィーダー系統ということで専門的な言葉なので、下に注釈で説明させていただきますと、こちら公共交通計画より抜粋しましたが、バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、こちらが木に例えると幹の部分でございます。地域間交通ネットワークと接続した支線として運行している公共交通、幹につながる枝葉の役目の路線ということでご認識お願ひしたいと思ひます。

具体的な計画については、2ページ目以降になります。

主なところを説明させていただきます。名称は、先ほど申し上げましたが、村上市地域内フィーダー系統確保維持計画でございます。

2ページの2番といたしまして、地域公共交通確保維持事業の定量的な目標、効果といたしまして、(1)の事業目標ですが、各系統の1日当たりの平均利用者数を令和4年度、こちら令和3年10月から令和4年9月までの実績を勘案して次のとおりとしますということで、コロナ5類相当に引き下げられたことにより、外出が増えて日常に戻りつつあることなども考慮しまして、まちなか循環バスについては1日45人以上、寒川線については1日12人以上、せなみ巡回バスについては1日20人以上、村上～北中線については1日35人以上ということで設定させていただきました。

続きまして、3ページを御覧ください。3の2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体ということで、まちなか循環バスについては平成30年度に、せなみ巡回バスについては令和5年度に車両の入替えを行い、高齢者等が乗り降りしやすいノンステップバスを導入します。乗降口には車椅子やベビーカーでの利用者の負担を軽減するスロープが装備されているほか、車内には聴覚障がい者が乗降場所の判断を容易にするため、音声と併せて行き先を案内する液晶モニターによる情報提供を行います。また、まちなか循環バス及びせなみ巡回バスについては、カラー版の時刻表、経路図等を記したパンフレットを沿線の商店街、観光施設へ配布するとともに、利用者の利便性の向上のため、運賃の支払いをスマートフォンアプリによるキャッシュレス決済の導入及び地図アプリによる経路検索等が行えるようにしております。また、村上～馬下～寒川線については、沿線住民にチラシを配布し、利用促進に取り組むとともに、北中線については学生の利用者が多いことから、市内の高校に学割半額のチラシの配布を行うこととしております。

続いて、5ページを御覧ください。20番の協議会の開催状況と主な議論ですが、本日協議会で本計画について皆さんのご承認をいただいて、国土交通省北陸信越運輸局に申請をさせていただきたいと考えております。

また、7ページは地域の概要、8ページ以降は対象路線の時刻表等を添付させていただきます。

最後になりますが、この計画につきまして、申請後に北陸信越運輸局と調整しまして、一部記載等が修正、変更になる可能性がございますが、軽微な変更及び修正については事務局に一任をお願いしたいと思います。

説明については以上でございます。

○高橋会長：ご苦労さまでした。令和6年度、今年の10月1日から来年の9月30日までのフィーダー系の確保維持計画の案についてお諮りをさせていただきました。皆様方からご発言ありますでしょうか。

ご発言がないようでありますので、お諮りをさせていただきます。ただいまご提案申し上げました議題の3につきましては、提案のとおり承認することで決定いただいております。

(異議なしの声あり)

○高橋会長：ありがとうございます。それでは、このような形で申請作業をスタートさせていきたいと思っております。

#### 議題4 山北地域における営業区域外旅客運送について

○高橋会長：続きまして、議題の4について事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、議題の4、村上市でのタクシー区域外営業についての資料を御覧ください。まず、経緯でございます。村上市の隣接市、鶴岡市温海地区でタクシー事業を営んでおります温海温泉観光自動車様から、山北地域において、営業区域外旅客運送の禁止規定の例外を適用して、一般乗用旅客自動車運送事業を開始したい旨の申出をいただきました。その開始について村上市地域公共交通活性化協議会についてお諮りするものでございます。

項番2、営業区域外旅客運送の内容についてでございます。(1)、営業区域外旅客運送の必要性については、村上市地域公共交通計画においても記載されておりますが、令和2年3月に山北地域唯一のタクシー事業者が廃業と

なっております、それ以降タクシー事業者は存在していないという状況になっております。山北地域においては、他地域よりも交通手段が乏しい状況になっております、移動手段、交通手段の確保が課題となっているということで、公共交通計画でも取り組んでいるところでございました。

(2)、営業区域外旅客運送の区域でございますが、こちらについては1枚めくっていただいて、イメージ図をご確認ください。営業区域は、旧山北町地域内に限った営業となります。

また1枚戻っていただいて、(3)、営業区域外旅客運送を行う事業者は、先ほど会長から冒頭でご紹介いただきましたけれども、温海温泉観光自動車株式会社様でございます。

(4)、営業区域外旅客運送を行う期間でございますが、この協議会で承認をいただいた後、運輸局に申請をしまして、1週間程度申請期間が必要とされております。そこから計算すると、直近で令和5年7月6日から営業ができるというようなことでありまして、7月6日から1年間を想定してございます。

(5)、その他必要な事項といたしましては、上記期間終了後も利用状況などに応じて期間の更新を検討していくということでございます。

項番3、営業区域外旅客運送を行う事業者の概要でございます。こちらは、令和5年3月31日現在の状況でございます。(1)、名称及び代表者名、温海温泉観光自動車株式会社、代表取締役、柿崎裕さんでございます。(2)、所在地、山形県鶴岡市湯温海甲80でございます。(3)、運転員数は9名。

(4)、車両数は10台、うち本社7台、鼠ヶ関営業所3台となっております。(5)、事業内容でございますが、一般乗用旅客運送、一般乗合旅客自動車運送事業、その他スクールバスの運転等でございます。

以上、説明を終わります。ご承認のほどよろしくお願いたします。

○高橋会長：ご苦労さまでした。

冒頭申し上げましたとおり、タクシー事業者が撤退したことによって、地元タクシー事業者はもちろんです、県境を越えて温海温泉観光自動車様にもアプローチをさせていただいておりましたが、なかなか法律の壁が高くて営業区域外というものをクリアできなかったのですが、緩和が進み、今回ご提案をいただけるような状況になったということで、改めまして温海温泉観光自動車様には本協議会としても感謝を申し上げなければならないと思っている次第であります。

ただいま議題4で説明を申し上げました内容につきまして、皆様方からご発言ありますでしょうか。

○大滝(き)委員：山北地区でタクシーが廃業になったときに私山北支所におりまして、その状況を目の当たりにしましたが、本当にそのときはタクシー会社がまた新たにできるというようなことを想像できなくて、今回このお話があったときに非常に本当によかったというのと、承認されればぜひ継続できるように私たちのほうは応援しなければならないと思いました。

そして、廃止になったときに、村上市で外出支援サービス利用券ということで、タクシー券を使って受診の支援等を行っていましたが、それが山北地区で使えないということで、特に医療機関に受診する際にタクシー券を使って

いた方も多数おられまして、その方々がタクシーがなくなることで医療が中断され、命に影響が出てくるということ、そこは絶対避けなければならないというところで、村上市が独自で山北地区の高齢者・障がい者通院等支援サービス事業というのを実施しました。そのサービスをつくった際に、山北地区の交通体制が整うまでの間の暫定の措置ということで制度設計をさせていただいたんですが、今回タクシーが山北地区で営業していただけるというところで、例えば車椅子を載せることができるタクシーがあるのかどうかというところをお聞かせいただければと思います。

○高橋会長：事務局、お願いします。

○事務局：福祉車両の所有については、把握していませんでした。

○高橋(清)オブザーバー：当社は、車椅子の車両が今2台ございます。地元温海地区のほうでは、大体2週間に2台ずつは営業しております。それを基に、もしもう少し必要であれば、社長に言って台数を増やしてもらおうなどの措置はしていただこうかと思っております。

○高橋会長：という状況であります。よろしいですか。

○大滝(き)委員：ありがとうございます。また承認されましたら改めてご相談させていただければと思います。

あと、介護高齢課で介護予防事業や講演会をやっているわけなんですけど、その中で高齢者の方、そこまでの移動手段というのが非常にネックになっていて、行きたいけど、行けないというような状況があります。タクシーだけでなく、せつかく、今日の議題にもありますように、公共交通を非常に整備していただいていますけど、それをJR、バス、タクシーも含めて持続可能になるように、例えば介護予防事業に来る際に公共交通を利用した場合ポイントがつくとか、そういうような制度設計をしながらこの公共交通を維持していきたいと会議を聞いて思いました。以上です。

○高橋会長：ありがとうございます。今回7月6日からということですけど、これは見込みで書かせていただいているので、これは認可が下りた後1年間ということになるだろうと思います。先日私も温海温泉観光自動車さんにお邪魔させていただいて、いろいろなお話をさせていただきました。今回対象が広がるわけなので、ここは一からゼロスタートという形になると思うので、これからしっかりと積み上げをした上で整理をしていくという内容になるかと思っています。今日は協議会ですけども、市としても当地域の足の確保というのは十分その辺の内容について把握しておりますので、より使いやすい、よりニーズに合った形をしっかりとつくり上げていくということになるだろうと思います。協議会と連携しながら、市の施策も打っていくという形になるので、またよろしくをお願いします。

ほかに皆様方からご発言ございませんでしょうか。

ご意見ないようでございますので、お諮りをさせていただきます。ただいまご提案申し上げました議題4については、提案のとおり承認することでご決定いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○高橋会長：ありがとうございます。それでは、承認することに決定をさせていただきます。

## 議題5 令和5年度事業計画変更（案）について

○高橋会長：続きまして、議題の5について事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、議題の5、令和5年度事業計画変更（案）について説明させていただきます。

1番の目的ですが、村上市高速のりあいタクシー運行事業において、令和5年10月より当日予約の受付を開始したいと考えております。理由としては、利用者の利便性の向上と運行の効率化による収支率の向上を図るものでございます。なお、当日予約の変更に当たりまして、現在予約業務の請負をお願いしている事業者で当日予約の対応ができないということですので、当協議会の予約センターで受付の対応するものでございます。

2番目の計画変更する事業は、先ほど申し上げたとおり、村上市高速のりあいタクシーでございます。主な内容と変更点ですが、詳細は2ページ目に記載しておりますが、10月からの当日予約の開始、またそれに伴い、予約受付先の変更ということでございます。

変更内容でございますが、予約先が現在瀬波タクシーでお願いしておるところが村上市地域公共交通活性化協議会のりあいタクシー予約受付センターということで、電話番号が変更になります。

2番の受付期間ですが、利用する日の10日前から前日の17時までの予約受付時間が、変更後は月曜日から金曜日までの9時から17時まで、祝日、12月29日から1月3日、年末年始は除くものでございます。なお、行き1便は利用する日の10日前から前日17時まで。理由といたしましては、2ページに記載しているとおり、行き便の1便が6時半出発ということで、早朝に伴いまして当日受付の対応ができないためでございます。この点はご了承いただきたいと思っております。2便については、利用する日の10日前から前日17時までと当日の9時から10時までとなっております。

2ページ目に事業計画の詳細のを記載しております。変更箇所については、朱書きで記載しております。先ほど説明したところになっておりますので、ご了承お願いしたいと思います。

なお、周知、準備期間を踏まえて今回提案させていただいたものでございますので、ご了承お願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○高橋会長：ご苦労さまでした。議題の5につきまして皆様方からご発言ありますでしょうか。

○佐野副会長：10月1日から予約受付も変わるということで、もし10月2日に瀬波タクシーに翌日の予約をお願いした人は、予約先が変わったから、予約受付センターにかけてくださいと言われるんですか、それとも移行期間があって、1か月ぐらいは従来どおりにして、次からはここに付けてくださいとなるんでしょうか。

○事務局：それについては当協議会、5時以降になると、荒川、神林のりあいタクシーを運行している藤観光タクシーに電話が転送される仕組みになっておりまして、瀬波タクシーと藤観光タクシーには事前にそういったことが想定されて、10月2日以降も電話がかかってくるかもしれませんということでご了承いただいております。これについては皆さんに前もって周知をさせていただ

きますし、万が一そういったことがあってもしばらくはもう一回、大変ご不便はおかけしますが、かけ直していただくということでご了承いただくしかないかと考えております。

○高橋会長：ほかにございませんでしょうか。

ないようでございますので、お諮りさせていただきます。ただいま提案申し上げます議題5につきましては、皆さんからご承認をいただくことで決定してよろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

○高橋会長：よろしく申し上げます。10月1日スタートまでの間、しっかりと徹底して周知図っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。対象となるターゲットもかなり絞られてきているだろうと思っておりますので、そのところ丁寧にお知らせをしていきたいと思います。

#### 議題6 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）について

○高橋会長：続きまして、議題の6について事務局から提案をお願いいたします。

○事務局：それでは、議題6、生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について説明させていただきます。

この計画は、先ほどのフィーダーとは違い、令和5年度、今年の4月から来年、令和6年3月までの計画ということであらかじめご了承いただきたいと思っております。

資料に沿って説明させていただきます。名称は、村上市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）です。国の福祉タクシー車両を購入されるために、国庫補助を事業者さんが受けるための計画を村上市で策定するというものでございます。

目的と必要性ですが、村上市の人口に占める要介護、要支援者の割合は年々増加傾向で推移しておりまして、令和5年4月1日現在で5万5,490人の人口に対して4,144人の方が認定を受けているということです。今後も増加する見込みでありまして、ドア・ツー・ドアの公共交通機関であるタクシーのバリアを解消していくことが要介護者、移動困難者の外出を支える取組として重要な役割があると考えられます。よって、移動困難者のニーズに応えられる福祉タクシーを積極的に配置することが必要であるものでございます。ここに参考までに過去5年間の要介護認定者の推移を掲載させていただいております。ほぼ横ばいではありますが、やはり増加傾向にはなっていると考えております。

3のバリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果ですが、1番の目標ですが、利用状況や今後の需要を勘案し、福祉車両の増加を図るもので、2番の効果といたしまして、福祉タクシー車両が増加することにより、要介護者及び高齢者等の外出機会が増加します。また、通院等に利用しやすくなるため、通院患者等の利便性が向上するものでございます。

4番のバリアフリー化設備事業の内容と当該事業を実施する事業者でございますが、2社ございまして、1番目がスロープ付タクシー1台を導入する予定で、実施事業者は株式会社瀬波タクシーでございます。実施事業者の身体、知的、精神障がい者手帳所持者における運賃割引率は、身体1割、知的1割、精神障がいは設定がなしということでございます。こちらは、マツダフレア

ワゴン、概算額で174万9,000円となっております。もう一社はリフト付タクシー車両を導入するというので、有限会社下越介護サービスでございます。こちらの割引率でございますが、身体1割引き、知的1割引き、精神1割引きとなっております。なお、こちらのトヨタハイエースウェルキャブの概算費用額は490万円となっております。

続きまして、2ページ御覧ください。5番のバリアフリー化設備整備事業に関する費用の総額、負担者及び負担額ということで、総事業費の割合ですが、664万9,000円、先ほどの車両2台分でございます。国費割合が140万円でございます。事業者の負担額が524万9,000円となっております。

6番の計画期間でございますが、こちらは令和5年度中に完了する予定でございます。3月31日までの納車を目指すというものでございます。

続きまして、3ページの7番及び8番ですが、当協議会、今ご承認いただければ、こちらの計画を申請の添付書類として北陸信越運輸局に提出させていただきたいと考えております。

また、ここについて注釈がございますが、注釈のマークは現時点で未確定のため、申請時には修正になる可能性がありますし、車の仕様であるとか納期、昨今の半導体不足等の影響もありますので、そちらについて未確定のため、当協議会終了後に軽微な変更等につきましては、運輸局と相談して修正させていただきますので、こちらについても事務局に一任をお願いしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高橋会長：ご苦労さまでした。ただいま説明申し上げました議題6について皆様方からご発言ありますでしょうか。

○佐野副会長：細かい点で、4番のバリアフリー化云々の瀬波タクシーのところで、下から2行目には精神障がい者手帳所持者における運賃割引とあるんですが、その下の行では精神、設定なしになっているので、ちょっと矛盾しているのでは。

○事務局：こちら運輸局に確認して、違うようであれば訂正させていただきます。ありがとうございます。

○高橋会長：ほかに皆様方からご発言ありませんでしょうか。

○齋藤委員：福祉タクシーの現状について、需要が多いので、この車両を購入したいということでしょうけども、少し現状をお聞かせいただきたいのですが。

○高橋会長：事務局、説明願います。

○事務局：事前に瀬波タクシーと下越介護サービスから現状をお伺いしていますが、瀬波タクシーは車両が3台あるかと思いますが、令和4年に4,359名の方のご利用があるそうです。ただ、前年の令和3年が5,684名なので、様々なコロナ等の理由等もあるかもしれませんが、利用自体は下がっていると思われそうです。続きまして、下越介護サービスですが、こちら令和3年の利用者は2,757人に対して、令和4年が2,054人ということで、こちらについても利用者は下がっております。

ただ、両者についても車両が老朽化しているというところが現状ありまして、一定のニーズもあるところで、車両の更新は必要だということで、今回補助申請をさせていただいているとお伺いしておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○高橋会長：ほかにございませんでしょうか。  
ないようでございますので、お諮りさせていただきます。ただいまご提案申し上げました議題6については、提案のとおり承認することと決定させていただいてよろしいですか。

（異議なしの声あり）

○高橋会長：ありがとうございます。それでは、この内容で申請に着手をさせていただきたいと思っております。  
本日もご提案いたしました報告事項、議事につきましては全て終了いたしました。皆様のご協力に感謝を申し上げます。

## 5 その他

○高橋会長：それでは、次第の5、その他でございますけれども、事務局から用意されてますか。

○事務局：ありません。

○高橋会長：特にないようであれば、委員の皆様方からご発言ありますでしょうか。  
（異議なしの声あり）

○高橋会長：ありがとうございます。それでは、改めまして円滑な議事進行にご協力いただきました。心より感謝を申し上げます。

令和5年度10月1日以降につきましても幾つか大きな変化がありますので、また引き続き皆様方に情報提供、さらには協議会でのご議論いただきたいと思っております。ご協力感謝申し上げます。ありがとうございました。

○大滝事務局長：それでは、委員の皆様、本日は慎重審議いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、閉会のご挨拶を佐野副会長よりお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

## 6 閉会（副会長）

○佐野副会長：皆様、朝早くから活発なご議論をしていただき、ありがとうございました。今回の協議会で感じたことは、今までの仕組みでやっていくのはなかなか厳しいのかと。例えば地域外でも営業していただくとか、安全に関する規制はなかなか難しいと思いますが、それ以外の規制もないことはないと思うので、その辺なるべく問題ない限り融通が利くようにしていく必要があるのかと。あとは、なかなか高齢者の方難しいですが、これからは情報化というか、IT化、その辺をうまく使って効率化していく必要もあるのかと感じました。以上です。皆さん、どうもありがとうございました。

○大滝事務局長：以上をもちまして令和5年度第1回村上市地域公共交通活性化協議会を終了いたします。なお、次回は8月に開催の予定となっておりますので、皆様、引き続きよろしくお願いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

（午前11：47終了）